

# 〈1〉 米国の輸出管理改革法案及び 外国投資リスク審査現代化法案における 輸出管理規制厳格化・実効化の概要

CISTEC 調査研究部 次長（国際担当） 田上 靖

(注) 4月末の本稿の脱稿後、下記Ⅱ. (外国投資リスク審査現代化法案) の3において説明している「本法案の技術輸出・米国内移転新規制」が全面的に削除された再修正案（下記URL）が策定され、5月11日に、米上院銀行委員会で可決された。この削除は、同Ⅱ.3に記載の同規制の問題点（一定の行為につき、輸出管理当局及びCFIUSの双方への許可申請が必要になるという重複規制による過大な負担）を深刻に懸念する米国産業界の強い要望によるものである。

ただし、その削除の代替策として、新たに、Emerging and Fundamental Technologies (EARのCommerce Control List (規制品目リスト) やITARのMunitions List (軍事品目リスト) に掲載されていないが、米国の国家安全保障上重要な基本新技術) の認定手続を規定し、かつ、その認定されたEmerging and Fundamental Technologiesの禁輸国（中国等の武器禁輸国を含む）への輸出、再輸出、その禁輸国内移転については、原則として、商務省の許可を要する旨の規定が設けられた。

(SEC. 24. REQUIREMENTS TO IDENTIFY AND CONTROL THE EXPORT OF EMERGING AND FOUNDATIONAL TECHNOLOGIES.)

Banking Committee Releases Discussion Draft on CFIUS Reform

(米上院銀行委員会Web上のプレスリリース)

<https://www.banking.senate.gov/newsroom/majority/banking-committee-releases-discussion-draft-on-cfius-reform>

Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2018 (FIRRMA) 修正案原文

<https://www.banking.senate.gov/imo/media/doc/Discussion%20Draft%20S.2098%20Amdt.%20ROS184101.pdf>

なお、5月14日及び15日にワシントンDCで開催されたBIS Update ConferenceにおけるRoss商務長官、Ashooh 商務省BIS次官補、Tarbert財務省次官補のスピーチのいずれにおいても、本稿のテーマの外国投資リスク審査現代化法及び輸出管理改革法案の重要性が強調された。

## 〔はじめに〕

本年2月15日に、米国下院に、米国輸出管理改革法案 (Export Control Reform Act of 2018) (略称: ECRA) が提出され、また、昨年11月8日に、米国の上院及び下院に、外国投資リスク審査現代化法 (Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2017) (略称: FIRRMA) が提出された。いずれも、共和党議員が民主党議員の同意も得て提出した超党派法案であり、後述のように、精力的に審議が進められており、

既に、重要規定の修正案が策定されている。

前者の米国輸出管理改革法案は、現在失効中の輸出管理法（Export Administration Act：EAA）（米国輸出管理規則（EAR）の上位法）に代わるものとして、輸出管理ルールの厳格化・実効化を図るものである。後者の外国投資リスク審査現代化法は、現行の外国投資及び国家安全保障法（Foreign Investment and National Security Act）（略称：FINSAs）を改正し、対米直接投資委員会（Committee on Foreign Investment in the United States）（略称：CFIUS）の審査権限の強化を図るもので、その権限強化規定案の中には、外国投資家による米国内企業の買収、合弁会社設立等の対内直接投資の規制強化規定（Inbound規制）のみならず、一定の米国からの技術の輸出・米国内移転を対米直接投資委員会の許可要とする新規定（Outbound規制）（現在の輸出管理規制と重複し、その重複範囲では、米国輸出管理当局及び対米直接投資委員会の双方の許可要となる）を含まれている。両法案とも、成立の際は、日本企業その他の非米国企業及びその海外子会社にも大きな影響を与えるものである。

後述のように、前者の米国輸出管理改革法案は、4月15日に、当初案の過度に厳格な問題規定を修正した改正案が米国下院外交委員会で可決され、また、後者の外国投資リスク審査現代化法については、既に昨年11月において、ムニューシン財務長官、マティス国防長官、セッションズ司法長官等が賛同レターを送付・公表し、さらに、本年1月24日に、米国政府自体も、ホワイトハウスのWeb上で賛同の意向を正式に表明した。

両法案の主眼・主要目的は、いずれも、中国等の輸出管理上の懸念国への不当な技術流出、その知的財産権の不正取得等のより確実な防止を図ることにあり、両者は連動しており、また、2017年12月18日にホワイトハウスWeb上で公表された下記の米国国家安全保障戦略（National Security Strategy of the United States of America）とも基本的に整合するものになっている。

◎米国国家安全保障戦略 ファクトシート翻訳抜粋（在日米国大使館・領事館Web）：

\*\*\*\*\*

戦略は、世界における米国の地位に影響を与える重大な課題および潮流に対応するものである。それらには以下のものが含まれる。

- ・中国やロシアなど、技術、宣伝および強制力を用い、米国の国益や価値観と対極にある世界を形成しようとする修正主義勢力
- ・テロを広め、隣国を脅かし、大量破壊兵器を追求する地域の独裁者
- ・歪曲したイデオロギーの名の下、憎しみをあおり、罪なき人々への暴力を扇動するジハード（聖戦）テロリスト、および薬物や暴力を地域社会にまん延させる国際犯罪組織

\*\*\*\*\*

◎米国国家安全保障戦略原文の知的財産権・技術保護強化方針部分抜粋：

\*\*\*\*\*

PROTECT INTELLECTUAL PROPERTY:

United States will reduce the illicit appropriation of U.S. public and private sector technology and technical knowledge by hostile foreign competitors. While maintaining an investor-friendly climate, this Administration will work with the Congress to strengthen the Committee on Foreign Investment in the United States (CFIUS) to ensure it addresses current and future national security risks. United States will prioritize counterintelligence and law enforcement activities to curtail intellectual property theft by all sources and will explore new legal and regulatory mechanisms to prevent

and prosecute violations.

\*\*\*\*\*

“President Donald J. Trump Announces a National Security Strategy to Advance America’s Interests”  
(ホワイトハウスWeb) (2017年12月18日)

<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/president-donald-j-trump-announces-national-security-strategy-advance-americas-interests/>

“National Security Strategy of the United States of America”

(ホワイトハウスWeb) (2017年12月18日)

<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2017/12/NSS-Final-12-18-2017-0905-1.pdf>

米国国家安全保障戦略 ファクトシート翻訳 (在日米国大使館・領事館Web)

<https://jp.usembassy.gov/ja/national-security-strategy-factsheet-ja/>

そこで、本稿において、現段階（2018年4月末）における、米国輸出管理改革法案（ECRA）の輸出管理規制厳格化・実効化の概要及び外国投資リスク審査現代化法案（FIRRMA）においての一定の米国からの技術の輸出・米国内移転新規制の概要を説明する。

本稿の説明項目は以下の通り。

## I. 米国輸出管理改革法案（Export Control Reform Act of 2018）

### 1. 本法案の経緯

### 2. 本法案の背景・目的

### 3. 輸出管理ルールの厳格化・実効化を図る規定案の概要

3.1 現行の規制リストに含まれていない新たな重大技術（Emerging critical technologies）の特定及び規制リストへの追加の手續・要件

3.2 米国法人（非米国企業の米国子会社を含む）・米国人の外国軍事諜報サービスへの関与の新規制

3.3 違反者への罰則強化（行政罰金額上限の25万ドルから30万ドルへの引き上げ及び非米国法人・非米国人の違反者の取引禁止処分の対象を全品目（EAR対象外品目を含む）に拡大）

3.4 米国政府の米国法人・米国人への輸出管理法令コンプライアンス支援義務（コンプライアンスのために必要な機密情報の提供、中小法人支援計画の策定等を含む）

3.5 米国政府によるベストプラクティス・ガイドライン策定責務

### 4. 当初法案では過度に厳格化されていたが、4月17日修正案において、ほぼ現行EARの規定と実質的に同内容になった規定

4.1 US Person（米国法人・米国人）及びForeign Person（非米国法人・非米国人）の定義及びそれによる、みなし輸出（Deemed Export）の範囲

4.2 再輸出の場合の規制対象品目の定義

4.3 技術の定義

## II. 外国投資リスク審査現代化法案（Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2017）

### 1. 本法案の経緯

### 2. 本法案の背景・目的